

大分県社会的養育推進計画【概要】

- 1. 計画策定の趣旨：** 2016（H28）年の児童福祉法の改正により、**子どもが権利の主体**であることが明確にされました。また、子どもの養育に関して、まずは家庭で健やかに養育されるよう保護者を支援し、家庭での養育を受けられない場合においても、より家庭に近い環境で養育されるよう推進することが明記されました（**家庭養育優先原則**）。その実現に向けた社会的な養育体制の在り方に関し、計画において必要な事項を定めました。
- 2. 計画策定の根拠：** 「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」（厚生労働省子ども家庭局長通知）
- 3. 計画期間：** 2020～2029年度（10年間）※既存計画「大分県家庭的養護推進計画」（2015～2029年度）の全面見直し
- 4. 計画の位置付け：** 大分県長期総合計画の部門計画 おおいた子ども・子育て応援プランの社会的養育関係部門計画
- 5. 計画の内容：** 児童福祉法の改正を受け国が示した「新しい社会的養育ビジョン」の実現に向けて、「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」に基づき以下の10項目について検討し、取組等を定めるとともに、目標値を設定しました。※「新」は今回新たに盛り込むこととされた項目。

項目	主な記載項目	主な目標指標	基準値	目標値	
				前期（2024年度）	後期（2029年度）
1 新 大分県における社会的養育の体制整備の基本的な考え方及び全体像	●「子どもの権利擁護」と「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益の実現するための、大分県における社会的養育の体制整備の基本的な考え方と全体像について	—	—	—	—
2 新 当事者である子どもの権利擁護に関する取組（意見聴取・アドボカシー）	●施設や里親などのもで生活する子どもや、一時保護された子どもの権利擁護の観点からの、 子どもに対する丁寧な説明や子どもからの意見聴取の取組、子どもの権利を代弁する方策 について ●子どもの権利侵害となる被措置児童等虐待の防止に向けた取組について	アンケート調査実施率	—	100%	100%
		訪問調査実施率		100%	100%
		「育てブート」「育ちアルバム」整備率		100%	100%
3 新 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組	●地域の子どもの家庭への支援を担う市町村の体制構築に向けた支援について（ 市町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進 など） ●保護者の支援ニーズに応じて市町村が実施する子育て支援事業等の充実について（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業、産前・産後母子支援事業の促進など）	市町村子ども家庭総合支援拠点の設置数（累計）	4市町村（2019年度）	18市町村	18市町村
		子どもの人口に占める代替養育を受けていない子ども数の割合（在宅支援率）	99.6%（2018年度）	毎年度対前年度比で増加	毎年度対前年度比で増加
4 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み	●家庭を離れて、施設や里親などのもで生活することが必要となる子ども数の今後の推計について	—	—	—	—
5 里親等への委託の推進に向けた取組	●家庭と同様の養育環境である里親やファミリーホームへ養育の委託を推進するための、受皿となる 里親のリクルート・ファミリーホームの設置促進 の取組や里親養育への支援について ● 里親に関する一連の業務の一部民間委託の検討 について	里親等委託率	33.1%（2018年度）	38%	40%
		里親登録数（累計）	180組（2018年度）	230組	280組
6 新 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組	●家庭で生活できない子どもが、実親以外の大人と永続的な関係性を構築することができる特別養子縁組等を推進するための、制度の普及と特別養子縁組希望里親の確保に向けた取組について ●縁組成立後の支援について	特別養子縁組成立件数（各年度）	3件（2018年度）	10件	10件
7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	●里親やファミリーホームによる養育が困難な子どもが生活する施設の養育環境がより家庭的なものとするための、 生活単位の個別化・少人数化及び地域への分散化の促進 について ●市町村が実施する子育て支援事業等の受入れにかかる体制整備の促進について	小規模化・地域分散化数（累計）	11か所（2018年度）	14か所	14か所
		本園型小規模グループケア数（累計）	30か所（2018年度）	40か所	40か所
8 新 一時保護改革	●子どもの状況や状態に応じた一時保護実施のための、 多様な一時保護先の確保 について（児童養護施設等の一時保護専用施設の開設促進） ●一時保護所での安全安心な生活のための、子どもへの支援やケアなどに関する マニュアルの整備 について	児童養護施設等の一時保護専用施設数	1か所（2019年度）	3か所	5か所
9 新 社会的養護自立支援の推進に関する取組	●施設や里親などのもで育った子どもなどの 自立に向けた支援及び自立後の支援 について（自立援助ホームの活用 / 「児童アフターケアセンターおおいた」による支援の充実） ●施設や里親などのもで育った子どもの 自立後の状況にかかる実態把握 の実施について	施設や里親などのもで育った子どもの自立後の就労・進学率	—	自立後 半年：90% 1年：85% 3年：75%	自立後 半年：95% 1年：90% 3年：80%
10 新 児童相談所の強化等に関する事項	● 児童相談所の体制整備 、人材育成について ● 児童相談所の業務の質の評価 について	児童福祉司の配置率	35人（2019年度）	配置基準以上	配置基準以上